

## 平成21年度 行政監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)  
 2 監査のテーマ 普通財産(土地:宅地)の管理状況について  
 3 監査対象 都市整備部市街地整備・公園課、市営住宅課  
 4 監査実施期間 平成22年1月28日  
 5 監査結果報告 平成22年3月31日

## 監査の結果(指摘事項)

## 措置(具体的内容)・対応状況

## 【市街地整備・公園課】

<p>共通(1)貸付契約について        普通財産の貸付に係る事務については、貸付契約の締結がなされていないものや、貸付期間が経過しているにも拘らず契約の更新がなされていないものなど、全庁的に財産管理に対するチェック機能が十分に働いていない状況が見受けられた。また、四日市市公有財産規則では、特定の場合を除き、普通財産の貸付にあたっては、借受人に相当の担保を提供させるか、又は確実な保証人を立てさせることとしているが、担保の提供や保証人を立てていない契約が見受けられた。契約更新時においては、関係法令を含め、再度契約内容の検証を行うなど、慣例的な処理とならないよう細心の注意を払うよう強く要望する。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年6月30日        普通財産の貸付に係る事務において、未契約箇所1件(東新町宅地)を監査終了後、速やかに貸付契約締結いたしました。また、四日市市公有財産規則に定めのある普通財産の貸付(特定の場合を除く)における「相当担保の提供、保証人を要する契約」内容の箇所につきましては、次回契約更新時より適正に処理いたします。</p>
<p>(1)東新町宅地について、貸付契約の締結がなされていなかったため、実態を調査して、適正な事務処理を行うこと。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成21年12月17日        事前監査終了後、速やかに貸付契約を締結いたしました。</p>

## 平成21年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)  
 2 監査のテーマ 普通財産(土地:宅地)の管理状況について  
 3 監査対象 都市整備部市街地整備・公園課、市営住宅課  
 4 監査実施期間 平成22年1月28日  
 5 監査結果報告 平成22年3月31日

## 監査の結果(所見)

## 措置(具体的内容)・対応状況

## 【市街地整備・公園課】

<p>共通(1)貸付料の算定について        貸付料の算定については、四日市市公有財産規則に定められているが、評価額に100分の4を乗じて算定した額で貸し付けているものと、実例価格を基準として定めた額で貸し付けているものが見受けられるなど、所管部局によって異なった運用がなされていた。公平性の観点から、統一した運用基準の作成を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日        貸付料の算定では、原則、四日市市公有財産規則第12条第1項第1号の規定に基づき固定資産税評価額に100分の4を乗じて算出した額以内で貸付を行っています。ただし、駐車場として貸し付ける場合は周辺の民間月極契約駐車場に配慮し、同条同項第5号の規定に基づき実例価格を基準として額を定め民業を圧迫しないよう注意しております。</p>
<p>共通(2)無償貸付について        未利用地や赤道などを自治会活動の駐車場等に利用するため、無償で貸し付けているものがあるが、安易な無償貸付は他の自治会との公平性を欠くことになるので、慎重に検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日        自治会への無償貸付地については、これまでも、その対価として土地管理(除草等)を行っていただいておりますが、ご指摘のとおり公平性を欠くことのないよう、今後とも利用目的等十分に精査するとともに、利用実態の定期的な確認に努め、慎重に対応してまいります。</p>
<p>共通(3)境界確定について        一部の土地で、境界が明確になっていないもの(境界標柱がないもの、又は一部はあるが、地籍測量図や過去の立会記録などが確認できなかったもの、公図と現地が不整合なもの)が見受けられた。境界の確定には、多大な労力と経費、時間を必要とするが、将来における近隣住民との境界紛争を未然に防止するため、今後計画的な実施に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年9月30日        ご指摘のとおり、境界確定には時間、労力、経費等を要するため、境界標が不明な箇所については、今後、計画的に標柱設置を実施するよう努めてまいります。</p>
<p>共通(4)日常の維持管理について        ア 一部の土地で、不用品や廃材などが置かれているところが見受けられた。廃材等を置いたまま長期間放置すると、撤去等の交渉がしにくくなり原状回復が困難となるので、発見したときは早急に対処すること。また、撤去の依頼などは口頭によるだけでなく、文書により行うことなど、その対処法についても検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年2月12日        ご指摘の廃材等放置箇所については、監査後、速やかに処理いたしました。今後は、十分な現場確認の徹底を図るとともに、廃材等の放置を発見したときは文書による通知を含め厳しく対処し、適正な管理に努めます。</p>

<p>イ 現場の見廻りは不法占用や不法投棄などを早期に発見できるだけでなく、牽制効果も期待できるので、計画的、効率的に見廻り、現場の状況把握と維持管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日 今後も定期的な現場確認(見廻り)を継続してまいります。</p>
<p>共通(5)普通財産の活用計画について 普通財産のなかには、特に利活用の計画がない、あるいは計画実行までに相当の期間がかかることから、未利用の状態になっているものや公共的団体へ無償貸付して長期間経過しているものが見受けられる。過去の経緯や取得目的等にこだわることなく、関係各課と調整の上、売却も視野に入れながら、他の有効活用等について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年9月30日 事業実施時期等を勘案しつつ、少なくとも管理経費に見合う収入が確保でき、長期にわたり安定した収入が見込める貸付先の獲得を念頭に、市益を第一に考えて有効活用に努めてまいります。</p>
<p>(1)国道23号線沿道整備地区内宅地について 国道23号線沿道整備地区内宅地について、草刈や危険防止策など日常の維持管理がなされていなかった。現地の状況把握が充分になされていないので、今後、定期的に現地確認を行うなど、適切な財産管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年2月12日 ご指摘の箇所については、監査後速やかに対応いたしました。</p> <p>【継続努力】 平成22年9月30日 今後も定期的な現場確認(見廻り)を継続してまいります。</p>
<p>(2)未利用地の利用計画について JR四日市駅周辺活性化事業用地、JR関西線鉄道高架及び都市計画道路高浜昌栄線の事業代替地として土地を取得しているが、事業が計画中であるため未利用または駐車場として短期に貸付をしている。本計画の実現には相当の期間を要すると思われるため、計画であることを理由に現在の活用状況にあることは妥当であるといえない。取得目的にこだわることなく他の有効活用等についても検討すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年9月30日 事業実施時期等を勘案しつつ、少なくとも管理経費に見合う収入が確保でき、長期にわたり安定した収入が見込める貸付先の獲得を念頭に、市益を第一に考えて有効活用に努めてまいります。</p>
<p>【市営住宅課】</p>	
<p>共通(4)日常の維持管理について イ 現場の見廻りは不法占用や不法投棄などを早期に発見できるだけでなく、牽制効果も期待できるので、計画的、効率的に見廻り、現場の状況把握と維持管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年 9月30日 平成22年度末、道路管理課へ所管換え予定ですが、それまでの間、定期的に見廻り、現場の状況把握と維持管理に努めます。</p>